

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(6月分)

■令和6年6月1日～令和6年6月30日

令和6年6月30日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<地方消費者行政:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月7日	地方消費者行政に対する国の財政措置のさらなる強化を求めます	全国消費者行政ウォッチねっと	<p>国によるこれまでの財政措置は、一応の成果を挙げつつも、まだまだ十分な効果を上げているとは言いがたい状況にある。私たちは、地方消費者行政に対する国の財政措置をさらに強化するべく、以下の通り要望する。</p> <p>1 地方の消費生活相談窓口から集まってくるPIO-NET情報を国全体の施策に活用している現状を直視し、PIO-NETに入力される情報の収集・分析・入力等に係る経費を国が恒常的に負担する制度を検討すること。その際、PIO-NETに入力される「情報の価値」を正当に評価すること。</p> <p>2 1の国の経費負担が確定するとともに、地方の自主財源率が相当程度向上するまでの間、従来の地方消費者行政推進事業と同趣旨の予算措置(補助率10分の10)を継続すること。さらに、推進事業或いはこれと同趣旨の予算措置の終了に伴い、財政力の弱い小規模自治体において消費者行政の後退が懸念されることから、これについて特段の措置を講じること。</p> <p>3 消費生活相談のDX化やPIO-NET刷新にあたり、地方の消費生活相談窓口の実状や地方自治体の意見を十分反映させ、決して消費者行政の後退につながるような丁寧な施策の推進を図ること。また、制度改革に伴う備品や人材育成等のコストは基本的に国が負担すること。</p>

<消費者安全関係:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月24日	「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案」の成立にあたって	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	<p>本日6月19日、「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案」が参議院本会議において可決・成立した。今国会での成立にあたり、衆議院経済産業委員会、参議院経済産業委員会、経済産業省など関係各位のご尽力に深く感謝する。</p> <p>消費生活用製品等の安全を確保するために製品安全4法(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)が制定されているが、昨今の国境を越えたインターネット通販が進捗する中で、消費者が海外から直接製品を取り寄せる場合にも安全に取引ができるように法改正された。</p> <p>全国消団連では、製造物責任法の改正を求める有志の集まりである「PLオンブズ会議」とともに論議を深め、2024年1月18日の法改正に向けた経済産業省の中間とりまとめ案に対して、法改正の方向性に賛成する趣旨で意見を提出している。</p> <p>今回の法律案には、重要な事項について衆議院、参議院において「附帯決議」に記していただいた。これらの事項についても、迅速な検討をお願いする。海外事業者や取引デジタルプラットフォーム事業者への内容の周知はもちろんのこと、子どもの製品については中古品の取引もあるので保護者等の消費者への注意喚起を十分お願いする。</p> <p>また、この製品安全と関連している製造物責任法の見直しについても早急に行うべきであると考えます。是非検討をよろしくお願いする。</p>
6月24日	太陽光発電の安全性のこうじょうについて	MLPE推進協議会 難波圭一	<p>現在、各省庁において、脱炭素化の目標において建物の上(住宅含む)への太陽光発電の推進が急速に進められている。現在の太陽光発電は、ストリング方式と呼ばれ、直流部の遮断が出来ない構造となっており、感電やアーク火災の原因となる。消費者調査委員会は、平成31年に鋼板の上に設置すれば良いと公表しているが、ほぼ外国製となりつつある現在、無法地帯と言っても過言ではない。</p> <p>また、2025年には、東京都など住宅太陽光発電の義務化の制度が開始予定である。</p> <p>一方、米国では、2019年より即時遮断(NEC2017)が義務化され、世界に広がりつつある。つまり、日本は太陽光発電の安全性が全く向上していないといえる。(後進国になりつつある)</p> <p>2023年にIEC63027(アーク保護規定)が発足し、日本もJIS化(JEMA)を進めている。(私はその特別委員でもある)</p> <p>高電圧の直流が破断すれば、アークの発生は周知の事実であり、また現実に火災も発生している。</p> <p>また、能登半島地震の輪島の大火災は、電気火災だとも言われており、首都直下がおこれば、太陽光によるアーク火災の発生も非常に心配される。なお、行政による義務化の中で、その責任の所在も心配になるところである。</p> <p>私も各省庁に提言しているが、縦割り行政により安全性の所在が不明確である。世界の太陽光発電の安全性についても詳細な状況をご説明するので、対応の検討をお願いする。</p>

<その他:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月24日	商業登記規則等の一部を改正する省令における代表取締役等住所非表示措置について、弁護士が代表取締役等の住所情報にアクセスできる制度の創設を求める意見書	福岡県弁護士会 会長 徳永響	<p>商業登記規則等の一部を改正する省令(令和6年法務省令第28号)における代表取締役等の住所非表示措置について、弁護士が職務上必要な場合には、迅速に代表取締役等の住所情報にアクセスすること(オンラインにより住所情報を取得することを含む。)を可能とするための措置の創設を求める。本省令は、代表取締役等のプライバシーを保護するという趣旨によるものであり、その趣旨には賛同する。しかし、会社名義が悪用された詐欺商法では、被害者の被害回復を図るためには、代表取締役等の住所を迅速に特定することが必要である。もし、代表取締役等の住所を特定する方法として附属書類等の閲覧しか手段が確保されないのであれば、現行制度では被害回復が可能なケースであっても、これが難しくなる場合が発生する事態を許容することとなり、十分とはいえない。</p> <p>そこで、弁護士がその職務として行う場合には、迅速に代表取締役等の住所情報にアクセスできる仕組みを設けることで、プライバシー保護との調整を図るべきである。また、デジタル化推進の中においては、戸籍や住民票の職務上請求と同様の要件を満たす場合には、オンラインによる請求でも代表取締役等の住所の情報を迅速に弁護士が入手できる仕組みも必要である。</p>

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から1件の意見等が寄せられました(内訳: その他:1件)。
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。